

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和 3 年 8 月 31 日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 小淵和幸

記

| 1 手続番号 | 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項 |
|----------------|-----------------------|
| 0304-2020-0154 | 東松山市大字大谷字庚塚 2 4 6 6 番 |
| 0304-2020-0182 | 東松山市大字大谷字水穴 3 9 9 5 番 |